



福岡県医発第2651号(地)

令和3年 1月13日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び
都市計画税の軽減措置（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策）について（再周知）

新型コロナウイルス感染症経済対策における税制上の措置については、令和2年5月27日付福岡県医発第628号(地)「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等について（情報提供）」及び令和2年12月25日（金）開催の各医師会税務担当理事者会にてご案内しております。

今般、日本医師会より、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置について、適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関等の確認を受けた上で、各市町村に申告することが必要となり、その各市町村への申告期限が令和3年1月31日のため期限が迫っており、改めて連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置の詳細については別添資料をご参照ください。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志

会長 島田昇二郎

税経第 27 号

令和 2 年 12 月 21 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 宮川 政昭

(公 印 省 略)

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る
固定資産税及び都市計画税の軽減措置（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策）
について（再周知）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、令和 2 年 5 月 18 日付都道府県医師会担当理事宛通知文「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等について（情報提供）」（年税第 9 号）でご案内しております。特に、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置については、適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関等の確認を受けた上で、各市町村に申告することが必要となりますが、その各市町村への申告期限が令和 3 年 1 月 31 日となっており、期限が迫っておりますので、改めてご案内いたします。

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置の概要は以下の通りです（別添資料参照）。

（中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置の概要）

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等は、令和 3 年度の事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置を受けることができます。

・対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 2 年 2～10 月の任意の連続する 3 か月間の売上高が前年の同期間に比べて 30%以上減少している中小事業者等（注 1）。

法人については、医療法人等の非営利法人も対象となりえます。

（注 1）この措置における中小事業者等とは

①資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人
②資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
③常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

・手続き

①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、認定経営革新等支援機関等（注2）の確認を受け、**令和3年1月31日までに各市町村に申告する。**

（注2）税務、財務等の専門知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士等にご相談ください）

・対象資産

償却資産	中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する償却資産
事業用家屋	中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋

・軽減割合

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1に軽減
50%以上減少している者	ゼロに軽減

・本制度の詳細は以下の中小企業庁ホームページをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

・本制度の問い合わせ先

中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：0570-077-322 ※IP電話等のため上記電話番号に発信できない場合、下記までお問い合わせください。 電話：03-4335-4543 受付時間：9:30-17:00（平日のみ）
--

つきましては、貴会関係会員への周知方よろしくお願いいたします。

（別添資料）

○中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置（総務省）

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。

この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

対 応

- 以下の要件を満たす中小事業者等^(※1)（原則として業種限定せず）を対象とし、以下に掲げる割合に軽減する。

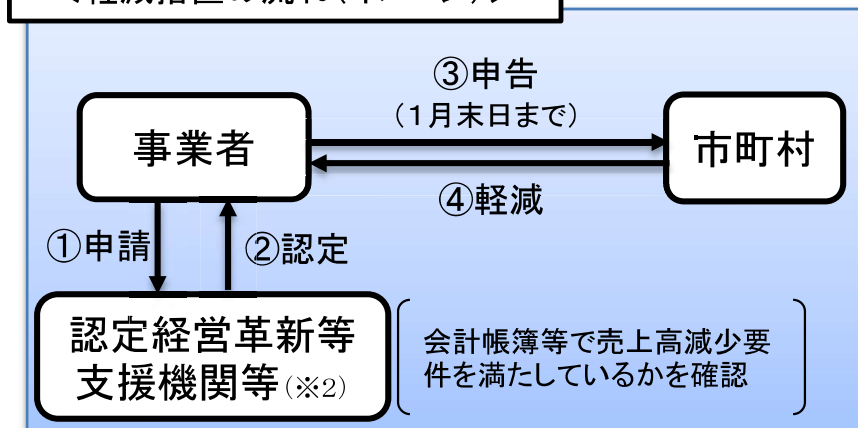
(※1) 「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等^(※2)の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。

<軽減措置の流れ(イメージ)>



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など
(税理士、公認会計士、弁護士など)